

○目的

・市町村が策定する「都市再生整備計画」及び「立地適正化計画」を推進するため、当該計画に係る取組に参画する都市再生推進法人等への土地等の提供に伴う税負担を軽減することで、都市再生推進法人等による都市開発事業、誘導施設等の整備に関する事業などの円滑な実施を促し、もって都市機能の増進・誘導を図る。

○特例の内容

①個人又は法人が、都市再生整備計画の区域における都市開発事業、立地適正化計画に記載された誘導施設等の整備に関する事業などの用に供するために、所有期間5年超の土地等を、都市再生推進法人(※)に譲渡する場合

⇒**軽減税率の適用** 3年間 令和7年12月31日まで

(個人) 2,000万円以下部分 所得税:15%→10% 個人住民税:5%→4%

(法人) 5%重課適用除外

②個人又は法人が、都市再生整備計画又は立地適正化計画に記載された公共施設の整備に関する事業の用に供するために、都市再生整備計画又は立地適正化計画の区域内の土地等を、地方公共団体又は都市再生推進法人

(※)に買い取られる場合

⇒**1,500万円特別控除**

(※)公益財団法人又は公益社団法人である等
一定の要件を満たすことが必要

